

議案第 1 号

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

人事院規則の一部改正により、災害発生時の応急作業等に従事した国家公務員に支給される手当の額が引き上げられたことを考慮し、防災作業手当及び緊急消防援助隊出動手当の額を改めるため提案するものです。

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第12条関係）		別表第3（第12条関係）	
種類	支給額	種類	支給額
略	略	略	略
防災作業手当	日額 <u>1,440円</u> 以内	防災作業手当	日額 <u>1,000円</u> 以内
略	略	略	略
緊急消防援助隊 出動手当	日額 <u>2,880円</u> 以内	緊急消防援助隊 出動手当	日額 <u>2,160円</u> 以内

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。